

**(1) 日常生活圏域の設定と環境整備**

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、長年生活してきた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者を地域全体が支える体制を構築する必要があります。

そうした観点から、高齢者が生活を送る居住環境を重視し、日常生活圏域を基本に、地域ケアを支える各種サービス提供機関や居住空間、公共施設、移動手段などの社会資本の集積的な整備を進め、高齢者が必要なサービスを円滑に利用できる環境の整備に努めます。

**(2) 地域包括支援センターの充実**

地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、市民周知に努め、介護予防マネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を効果的に展開します。

**(3) 地域包括支援センターを核とした地域ケア体制の確立**

高齢者に対し継続的かつ包括的なケアを実施するため、地域包括支援センターが中心となり、老人福祉施設、医療施設、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、介護保険サービス事業者、ボランティア等との連携による地域ケア体制（地域包括支援ネットワーク）の整備を推進します。